

防災基本マニュアル

国立大学法人鹿児島大学

目次

はじめに

I 災害時の対応・体制等

- 1 災害発生時の対応
- 2 情報の収集と提供
- 3 災害時における組織体制
- 4 災害発生後の対応、復旧対策

II 平時の防災対策

- 1 災害予防対策
- 2 防災教育、防災訓練
- 3 防災における地域との連携

別表

- 1 災害時体制
- 2 災害対策担当業務内容
- 3 勤務時間内における災害関係連絡網
- 4 関係機関緊急連絡先

はじめに

国立大学法人鹿児島大学防災基本規則(平成16年規則第130号。以下「防災基本規則」という。)第5条第1項に基づき、国立大学法人鹿児島大学の防災基本マニュアルを以下のとおり定める。

本マニュアルは、地震、風水害、火山災害、その他の災害に備えるためのもので、次のことを基本とする。

第一に人命の保護を最優先する。

第二に資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第三に地域を構成する事業所として地域の防災に協力する。

第四に、第一から第三の内容が円滑に実行されるように平時の防災対策を適切に実施する。

災害発生時に迅速的確な対応をとることが、災害の被害を軽減することになるので、学生・役職員等は、この内容をよく理解したうえで、普段から災害に備えなければならない。

なお、防火体制については、消防法に定められる消防計画によるものとする。

また、防災責任部局は防災基本規則第5条第2項に基づき、それぞれに置かれた状況に応じ責任部局防災マニュアルを作成することとする。

平成27年3月13日

I 災害時の対応・体制等

1 災害発生時の対応

(1) 災害発生時の認知と通報

災害が発生したと認められた場合は、初期対応や情報の伝達等を適切に行い得るよう、身の安全を確保しながら、可能な限り状況を把握するとともに、災害が発生した事実を責任部局の長に通報するものとする。

なお、災害発生時の連絡体制は、別表1によることを原則とするが、情報伝達が途絶えることのないよう、伝達される者が不在等の場合には、臨機に対応するものとする。

(2) 避難誘導

- ① 災害発生に伴って避難の必要が生じた場合には、身の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- ② 災害の種類に応じた避難場所は、原則として、以下のとおりとする。

火災発生時	建物外へ避難
地震・大噴火発生時	建物内で安全を確保した後、火災発生や建物倒壊など建物内で危険がある場合は建物外へ避難
大規模地震発生時	建物内で安全を確認した後、(津波の発生を想定して)別表2に指定された建物のより高い階に避難
洪水・高潮発生時	建物の2階以上に避難
竜巻発生時	丈夫な建物内へ避難、なるべく窓ガラスから離れる
暴風発生時	建物内で避難

※地震発生時における避難誘導は以下の点に留意して行う。

- ア 窓ガラスから離れ、身の安全をはかる。
- イ ドアを開けて出口を確保する。
- ウ ガスの元栓を閉め火の始末をする。
- エ 落下物に注意する。
- オ 建物内の安全な避難経路を確認する。エレベータは使用しない。

カ 建物外に出た場合、建物等から離れる。

(3) 初期対応

火災については、以下のとおりとする。その他の災害については身の安全を確保しつつ情報の収集に努め、状況により臨機に対応するものとする。

- ① 災害発生時は、建物内の火気使用場所を点検する。
- ② 火災発生時に、対応が可能と判断した場合には火災が大きくならないうちに初期消火に努める。また、火災を発見した場合は大声で周囲の人に連絡するとともに消防署に通報する。

(4) 応急救護

負傷者を発見した場合、当該負傷者の安全を確保の上、保健管理センターと連絡をとり、その指示に従う。応急処置は別表3を参照。AED 設置場所は別表4を参照。

(5) 重要物品等の安全確保

予め定めておいた重要物品等を建物外に持ち出すなど安全確保を行う。

(6) 避難場所

学生・役職員等に対して、避難場所として安全な施設を可能な限り提供する。

(7) 入学試験実施中において災害が発生した場合の対応策

大学入試センター試験または本学の個別学力検査実施中に災害が発生した場合は、別途定められた要領に従って対応する。

2 情報の収集と提供

(1) 情報の収集

- ① 建物内の学生・役職員等の安否確認を行う。また、けが人等の有無や傷病程度を把握する。
- ② 建物の安全を確認した上で、建物及び設備・備品等の被害状況を把握する。
- ③ 電気、通信、水道、ガス等、ライフラインの被害状況を把握する。
- ④ その他情報を広く収集する。

(2) 収集した情報の伝達、提供及び支援要請

情報は一元的に管理する必要があることから、総務部総務課に速やかに連絡する。

また、各学部等において対応しきれない場合には、速やかに関係学部等及び総務部総務課に支援要請を行う。

加えて、必要に応じて学内外の関係機関に情報を伝達、提供する。

3 災害時における組織体制

(1) 各学部等における対応

災害が発生したと認められた場合は、速やかに必要な対応を行う。また、必要に応じて責任部局ごとに対策本部を設置するなど体制を整備する。(防災基本規則第9条)

なお、災害の状況により甚大な被害等が発生し又は想定される場合には(2).に掲げる国立大学法人鹿児島大学としての災害対策本部が設けられるが、当該本部の設置に至らない災害に関しても、災害が発生した学部等からの要請があれば、事務局の職員等は、別表3の業務内容や通常の所掌事務に則り支援を行うものとする。

(2) 災害対策本部の設置

- ① 災害の発生を受け、必要と判断した場合は、学長は直ちに災害対策本部（本部長は学長）を設置する（防災基本規則第8条第1項）。
- ② 体制及び担当業務内容は、別表5、別表6を参照。
- ③ 緊急連絡網は、別表1を参照。
- ④ 本部は、事務局庁舎2F第1会議室に設置する。ただし、事務局庁舎が倒壊等により危険な場合は、別の場所に設置する。なお、本部には、通信機器等の必要設備を常に備えておく。

(3) 対策本部要員の確保等

- ① 別表6に定められた要員以外の要員が必要となった場合は、家族、家屋等の安全が確認できた役職員の中から本部の要員を確保する。
- ② 本部の業務が24時間体制となる可能性が大きいことから、休憩室及び仮眠室並びに寝具等の確保を図り、本部要員の心身の健康に留意する。
なお、24時間体制となった場合、学長は要員を交代制としなければならない。
- ③ 本部要員家族の負傷等の状況に応じて必要な場合は、当該本部要員を帰宅させる。この場合、本部要員の帰宅は、交通、道路事情の的確な把握と安全を確認した上で行う。帰宅した者は、自宅等の応急措置を講じた後、可及的速やかに職務復帰する。

(4) 勤務時間外に災害が発生した場合の対策本部要員の確保等

- ① 勤務時間以外に災害が発生した場合には、本部長は副本部長及び総務班と状況を判断のうえ、緊急連絡網により速やかに通報し、大学への出勤を指示する。
- ② 出勤する場合の留意点
 - ア 役職員は、家族、家屋等の安全を確認したのち、速やかに出勤する。
 - イ 出勤に当たっては交通・道路情報をよく確認し、途中の被災状況を可能な限り把握し本部に報告する。
 - ウ 24時間体制となることも考えられるので、着替え等生活に必要な物を持参する。
 - エ 出勤不可能な役職員は、災害対策本部に連絡する。
 - オ 本部長は、災害対応業務が円滑に遂行されるよう指示、調整する。

4 災害発生後の対応、復旧対策

(1) 教務・入試関係事項への対応

- ① 必要に応じて臨時休校等の措置をとる。
- ② 入学試験や入学・卒業式等諸行事について、日程変更、又は中止の措置をとる。
- ③ 就職活動中の学生が被災した場合や、交通機関が不通になり現地に出向くことが不可能になったときは、「被災証明書」を発行する。また、災害に伴う内定取消等、就職活動中の学生を支援する。
- ④ 被災した学生を支援するため、入学料・授業料免除の措置を速やかに検討する。

- ⑤ その他必要な措置をとる。

(2) 学生・役職員等のケア、留学生への支援

- ① 災害によって不安や不眠、ストレスを受けた学生・役職員等に対し、適切な対応と支援を行う。
- ② 被災した留学生に対し、適切な対応と支援を行う。
- ③ 学生・役職員等の安否確認を行った上で被災状況を把握し、必要に応じて適切な対応と支援を行う。
- ④ 相談窓口を設置し、学生・役職員等の相談に応じる。

(3) 教育研究活動の早期再開

- ① 施設の利用を再開するにあたっては、被災文教施設応急危険度判定士等により安全が確認された施設から使用を再開する。
- ② 危険物を扱う教育研究施設は、専門家が安全と確認した時から教育研究活動を再開する。また、教員研究室についても安全確認後使用を開始する。
- ③ 電気、通信、水道、ガス等ライフラインの早期復旧を図る。
- ④ 被害を受けた施設、設備等の早期復旧を図る。
- ⑤ 建物が浸水被害を受けた場合は、清掃・消毒を実施する。

(4) 学外との連携等

- ① 他大学との相互支援
 - ア 本学の支援要請に基づき派遣要員を受け入れる場合、支援活動が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じる。
 - イ 他大学からの派遣要請があった場合は、協力支援を行う。
- ② 他機関等との相互支援
 - ア 本学が他の行政機関等から支援を受け入れる場合、支援活動が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じる。
 - イ 他の行政機関等からの支援要請があった場合は、協力支援を行う。
- ③ 避難住民の受入れ及び学外からの施設提供要請への対応

近隣の住民が避難してきた場合、安全な施設を定め、そこへ誘導させる。避難住民を受け入れるにあたっては、関係学部長等の協力の下に行う。長期にわたることとなる場合は、関係行政機関と協議のうえ体制を整える。関係行政機関は別表7を参照。

④ 学生ボランティアへの対応

ア 他の地域の学生ボランティアから支援の申し入れがあった場合は、学長裁定の上受け入れる。

Ⅱ 平時の防災対策

災害時において編成される別表 6 の班の業務がより効果的かつ効率的に行われるように、平時においても、総務部は『総務班』の、財務部は『物資対策班』の、学生部は『学生対策班』の、施設部は『施設対策班』の、保健管理センターは『医療・救護対策班』の業務に関連する対策を講ずるものとする。

また、各責任部局においても、平時から対策を講ずるものとする。

1 災害予防対策

(1) 施設、設備及び土地並びに危険物等についての安全対策

- ① 建物内外の安全点検を定期的実施し、異常を発見した場合は速やかに補強、修復する。
- ② 庁舎内のロッカー、書棚の転倒、落下等を防止するための措置を講じる。
- ③ 危険物の保管等については、明確な表示をしたうえで適正に管理する。
- ④ 危険薬品等の在庫数量を正確に把握し、管理を徹底する。

(2) 情報伝達手段の整備

- ① 責任部局内において、災害に係る情報伝達の体制を整備する。
- ② 事務局と学部等間の伝達体制を整備する。
- ③ 職場と役職員の自宅等との連絡方法を整備する。
- ④ 学外関係機関との情報連絡網を整備する。
- ⑤ 連絡手段は、災害優先電話、ファックス、E-mail など、複数確保する。通信手段が使えなくなった場合を想定して、自転車やバイクによる情報伝達手段等も確保しておく。

(3) 避難場所及び避難経路の周知

- ① 避難場所は防災計画に定めるものと同じとし、学生・役職員等への周知を徹底する。避難場所は別表 8 を参照。
- ② 避難経路は複数確保し、点検する。

- ③ 学生・役職員が開催する学外者が参加するイベント等においては、起こりうる自然災害や災害発生時の避難場所・避難経路等を周知する。

(4) 災害時における必要物品の備蓄と調達対策

- ① 飲料水、食料及び医薬品等の備蓄と災害時における調達対策を講じる。
- ② 備蓄している飲料水、食料及び医薬品等の定期的な賞味期限等のチェックを行う。
- ③ 救援物資搬出入及び保管のための場所を確保する。
- ④ ロープ、懐中電灯など災害時に必要な物品を常備する。
- ⑤ 学生・役職員は災害に備えて個人でも飲料水や食料等を備蓄する。

(5) 電源確保のため自家発電装置(発電機)の設置

必要に応じ、適切な個所に設置する。

(6) 重要物品等の指定

- ① 災害時に持ち出す重要な物品（重要書類・電磁式記憶媒体・公印等）を予め定めておく。
- ② 事業継続に必要不可欠なデータは、予めバックアップをとっておく。

2 防災教育、防災訓練 等

(1) 防災教育

学生・役職員等に対し、下記の項目について、講習会や研修会を開催する。

- ア 防災関係規則及び防災マニュアルの概要
- イ 災害の一般知識
- ウ 応急救護
- エ その他防災に関する事項

(2) 防災訓練

防災訓練の実施

以下の内容を含む防災訓練を定期的に行う。

- ア 対策本部の設置に関すること
- イ 通報・連絡、初期対応に関すること
- ウ 避難、救出救護、安否確認に関すること
- エ 情報の収集、伝達に関すること
- オ 火災発生時の対応に関すること
- カ その他の事項に関すること

(3) 災害発生時の連絡体制等の周知

災害の発生が迅速かつ適切に報告されるように、各責任部局の長は、災害発生時の連絡網を作成し、各責任部局内の学生・教職員に周知徹底する。

3 防災における地域との連携

(1) 防災教育や防災訓練における地域との連携

防災に係る連携については、県や市における防災計画において、本学の役割を明確に認識しつつ、防災教育や防災訓練等について、地域と連携して取り組む。また、地域で開催される防災関係のイベントに参加し、防災における地域との連携を深める。

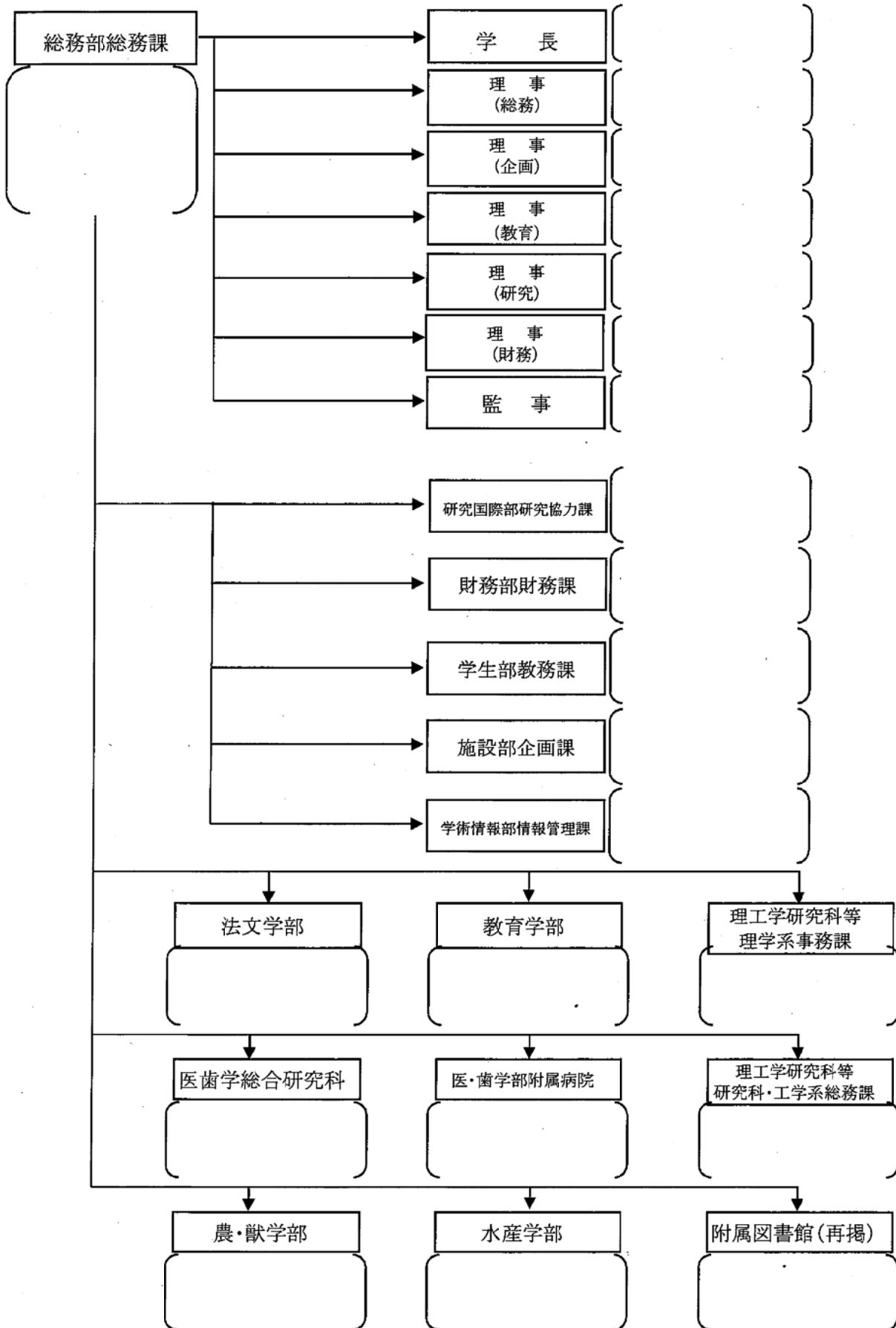
(2) 消防署や警察署等の防災関係機関との連携

災害が発生したことを想定して、日頃から消防署や警察署等に対して連絡すべき事項や協力を要請する事項について、あらかじめ定めておく。

勤務時間内における災害関係連絡網

※ 下記連絡先は、確実に情報伝達が行われるために複数に記載しており、各組織の担当係、課長代理、課長の連絡先を列記したものである。

※ 勤務時間外においては、通常定められている緊急連絡網にしたがうこと。



鹿児島大学 津波避難ビル

別表2-1

郡元キャンパス

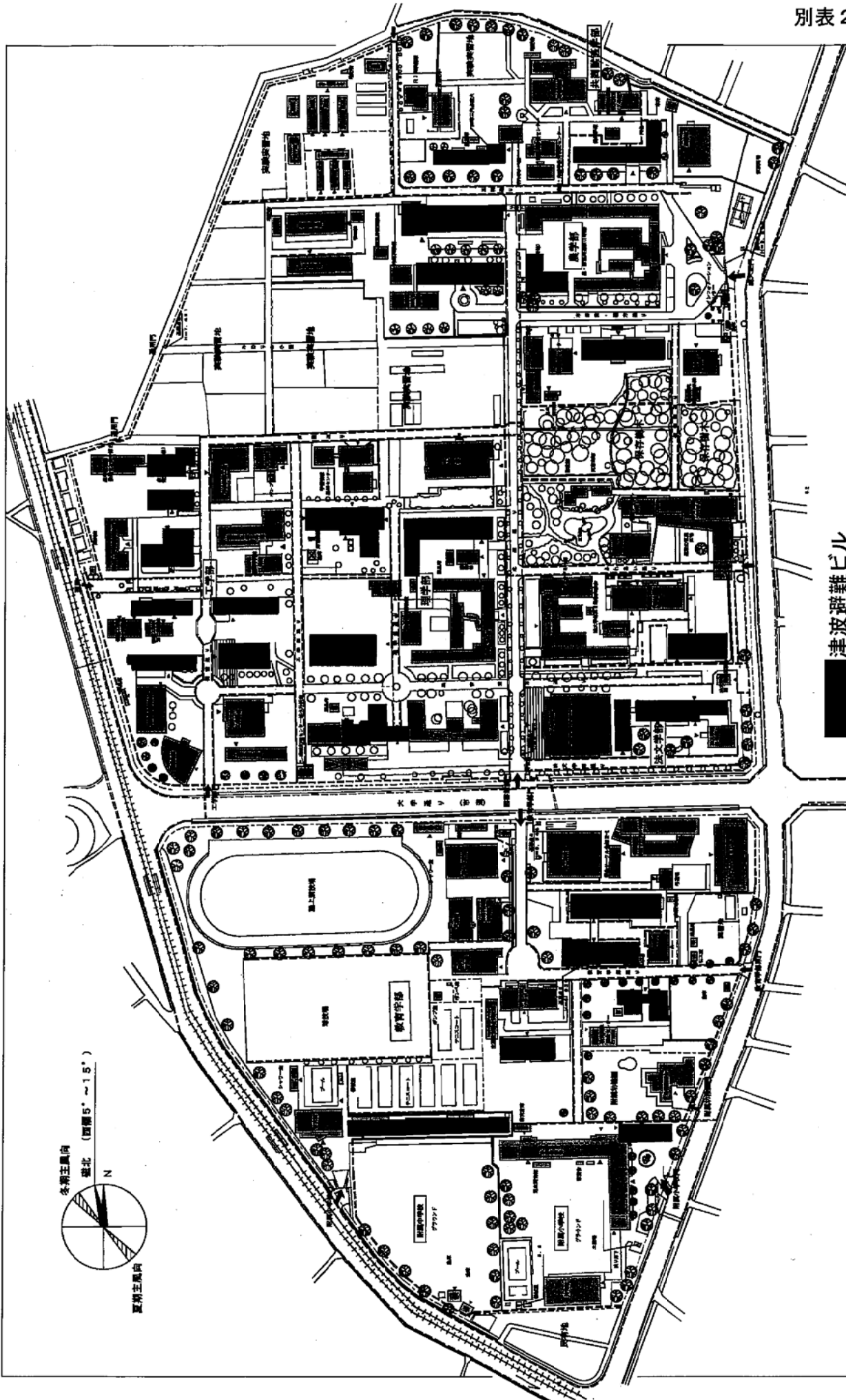
3階以上を避難階とする。

建物名称	構造	階	m2	備考
			延べ面積	
郡元211 共通教育棟4号館	R	5	2594	
郡元341 事務局	R	4	3345	
郡元127 電気電子工学科棟	R	6	4427	
郡元63 農学部研究棟E	R	4	2403	
郡元16 法文学部2号館	R	5	1538	
郡元126 応用化学工学科1号棟	R	4	1794	
郡元83 共同利用棟	R	4	1989	
郡元123 機械工学科1号棟	R	4	1720	
郡元139 機械工学科2号棟	R	4	2203	
郡元12 法文学部1号館	R	6	4614	
郡元21 理学部1号館	R	3	1492	
郡元21 理学部1号館	R	3	3115	
郡元67 農学部研究棟D	R	5	5128	
郡元311 小学校校舎	R	3	2196	
郡元311 小学校校舎	R	3	492	
郡元57 農学部共通棟	R	3	3062	
郡元57 農学部共通棟	R	3	1729	
郡元65 農学部研究棟C	R	5	2846	
郡元315 小学校校舎	R	3	1041	
郡元31 理学部2号館	R	5	2327	
郡元31 理学部2号館	R	5	2950	
郡元60 農学部研究棟A	R	4	2915	
郡元281 中学校校舎	R	4	665	
郡元281 中学校校舎	R	4	4410	
郡元140 応用化学工学科2号棟	R	4	2747	
郡元143 情報工学科棟	R	5	2387	
郡元144 産学連携推進センター棟1	R	3	1130	
郡元128 工学部共通棟	SR	7	4614	
郡元130 理工系総合研究棟	SR	7	5553	
郡元020 総合教育研究棟	SR	7	5857	
郡元192 管理棟・理系研究棟	R	7	5996	
郡元194 第1講義棟	R	3	1859	
郡元196 音楽美術棟	R	4	2392	
郡元195 文系研究棟	R	6	3049	

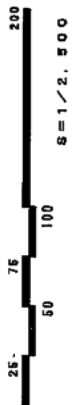
下荒田キャンパス

3階建の屋上及び4階以上を避難階とする。

建物名称	構造	階	m2	備考
			延べ面積	
下荒田1-27 水産学部5号館	R	3	1613	
下荒田1-19 水産学部1号館	R	3	1844	
下荒田1-110 水産学部2号館	R	4	1624	
下荒田1-109 国際交流会館3号棟(未完)	R	5	1507	



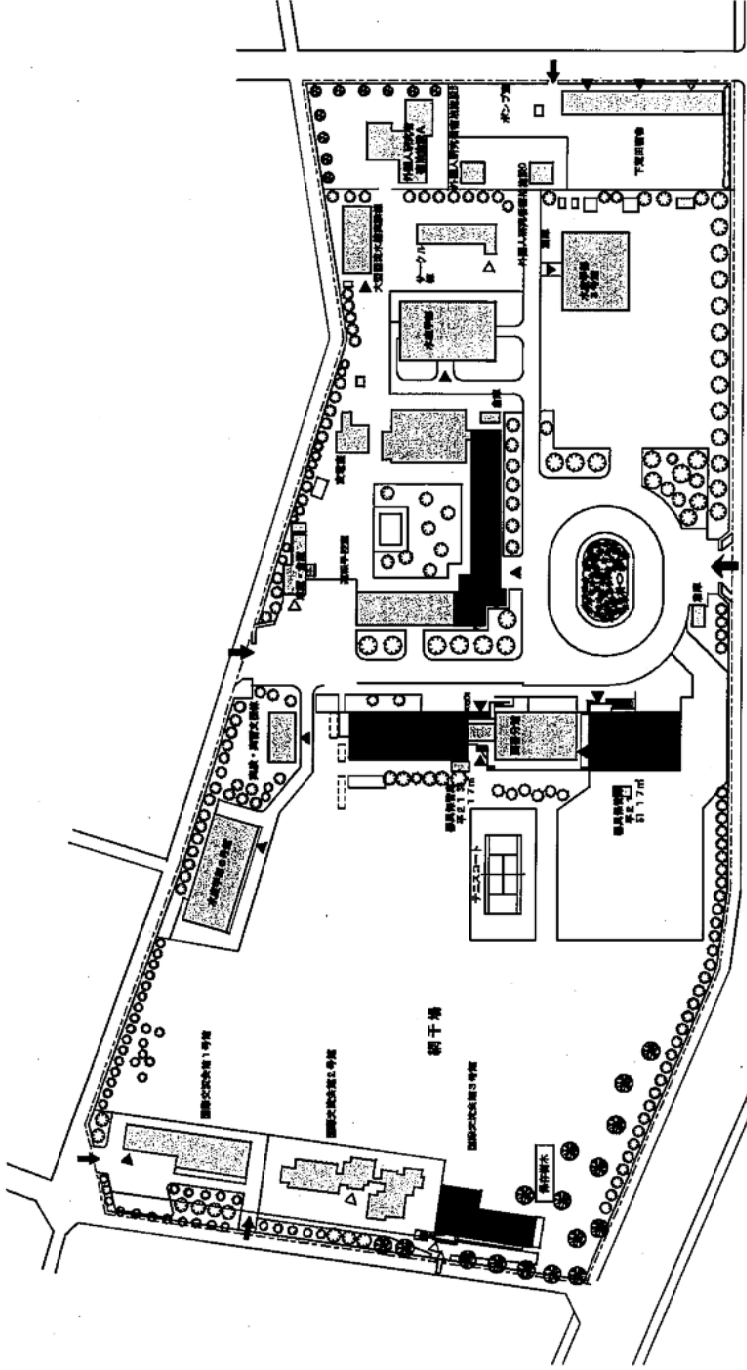
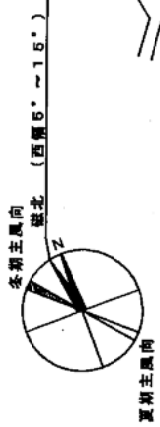
津波避難ビル



25. 75 100 200
S=1/2,500

敷地面積	建築面積	延床面積	中心位置	学費率	全学生数	学費等名	団地番号	所在地	学校番号	学校名	作成年度
351,918 m ²	67,297 m ²	194,859 m ²	19.0%	55.0%	9,922人	法文、理、工、農、共同教育、共通教育、本館、教育、新中、新小、新特、海大、他	001	茨城県水戸市元一丁目2-24	0300	国立筑波大学	H26年度

配置図



敷地面積	52,098 m ²	建築面積	7,250 m ²	建物延面積	19,690 m ²	敷地面積	14.0 %	容積率	35.0 %	全学人数	399 人	学舎名	水産学部 附属分室 国際交流センター 職員宿舎 外国人研究センター施設	団地番号	002	団地名	下瀬田1	所在地	鹿児島市下瀬田丁目50-20	学舎番号	0396	学舎名	鹿児島大学	作成年度	H26年度
------	-----------------------	------	----------------------	-------	-----------------------	------	--------	-----	--------	------	-------	-----	--	------	-----	-----	------	-----	----------------	------	------	-----	-------	------	-------

応 急 処 置

1. 救命処置の手順

まず、安全を確保する。

- ① 反応を確認する：「もしもし。大丈夫ですか？」
やさしく肩をたたきながら大声で呼びかける
- ② 大声で助けを呼ぶ：119番通報とAEDの手配
- ③ 呼吸の確認：胸と腹の動きをみる。
迷った時や普段通りでないときは心肺蘇生法を行う。
- ④ 心肺蘇生法：胸骨圧迫30回と人工呼吸2回（省略可）
子どもや溺水、窒息の場合は人工呼吸を行う。
- ⑤ AEDの使用：心電図の解析→必要ならば電気ショック
音声メッセージとランプに従う。
- ⑥ 救急隊到着まで心肺蘇生法を行う
AEDは電源パッドを胸からはがさず、電源も入れたまま

2. 胸骨圧迫

1～2分を目安に交代する。

- 強く：成人の場合少なくとも5cm胸が沈み込む程度
- 速く：圧迫のテンポは少なくとも1分間に100回
- 絶え間なく：30回を繰り返す。（中断は最小にする。）

3. 人工呼吸

吹き込みは2回、10秒以内に胸骨圧迫を開始

胸が上がるのが見えるまで約1秒間かけて2回吹き込む。

気道確保：額を押さえて、あごの先端を指先で上げる。

鼻をつまむ：息が漏れないようにする。

※ 子どもや溺水、窒息以外は省略可

※ ハンカチやガーゼなどで感染防止に努めてください。

4. AEDの使用

音声メッセージとランプに従う。

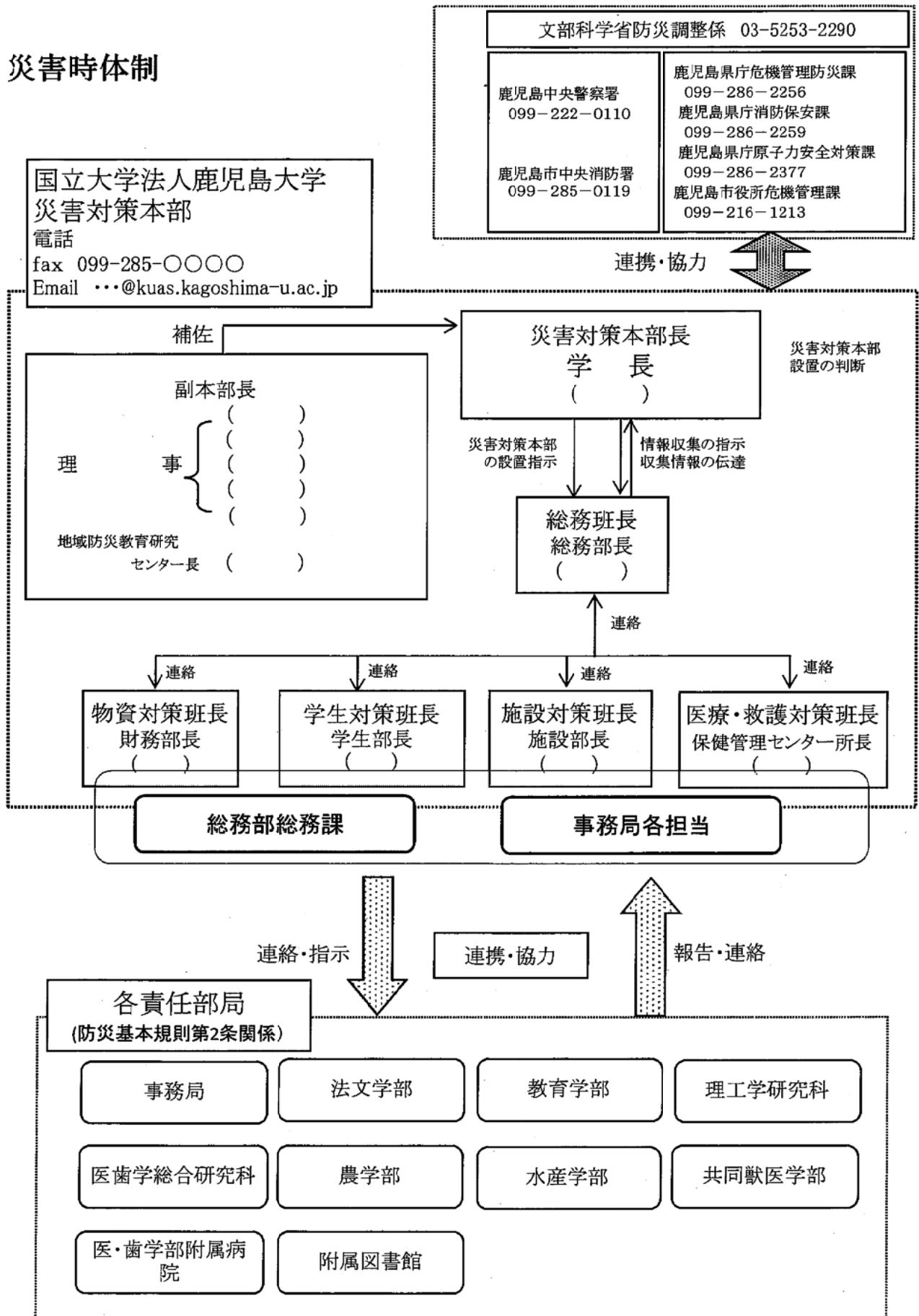
- ・衣服を取り除き、電極パッドを直接肌に貼る。
- ・胸が濡れているときは、乾いた布やタオルで拭く。
- ・貼り薬がある場合は、貼り薬をはがし、薬剤をふき取りパッドを貼る。
- ・医療器具が胸に植え込まれている場合は、出っ張りを避けパッドを貼る。

A E D 設置場所一覽

(平成27年3月3日現在)

N o	施設名	設置場所
1	保健管理センター	1階北側玄関外側
2	附属図書館	1階西側玄関外側
3	総合教育研究棟	1階北側玄関外側
4	法文学部 1号館	1号館北側玄関外側
5	教育学部 文系研究棟	1階北側玄関外側
6	教育学部 第一講義棟	1階北側玄関外側
7	教育学部 体育科実験研究棟	1階東側玄関外側
8	教育学部 音楽美術科棟	1階玄関
9	教育学部 附属幼稚園	プレイルーム内
10	教育学部 附属小学校校舎	1階保健室
11	教育学部 附属中学校体育館	体育館東入口
12	教育学部 附属特別支援学校	校舎1階事務室
13	教育センター 第二体育館	1階ロビー
14	教育センター 共通教育棟3号館	3号館1階西側玄関外側
15	理工学研究科 理学部 2号館	1階東側玄関外側
16	理工学研究科 共通棟	1階西側玄関外側
17	理工学研究科 理工系総合研究棟	1階南側玄関外側
18	理工学研究科 中央実験工場	1階東側玄関外側
19	理学部所属 南西島弧地震火山観測所	1階廊下
20	附属病院 歯科診療棟	1階受付ホール
21	附属病院 歯科診療棟	3階EV前
22	附属病院 医科診療棟	病棟2階総合受付 待合ホール
23	附属病院 医科診療棟(医歯学総合研究科棟1)	病棟3階カンファレンス室前
24	附属病院 医科診療棟	病棟1階事務宿日直室前
25	霧島リハビリテーションセンター	外来
26	農学部 研究棟D	1階東側玄関外側
27	農・共同獣医学部 共通管理棟	1階東側玄関外側
28	連合農学研究科棟	1階玄関
29	農学部 附属入来牧場	管理棟玄関
30	農学部唐湊果樹園	研究実習棟玄関
31	農学部 附属高隈演習林	研究棟1階玄関ホール
32	水産学部 1号館	1階玄関ホール
33	水産学部 4号館(講義棟)	1階玄関外
34	水産学部 附属海洋資源環境教育研究センター 東町ステーション	宿泊棟玄関ロビー
35	かごしま丸	乗組員食堂
36	南星丸	南星丸食堂
37	医歯学総合研究科棟1	歯学系2階
38	医歯学総合研究科棟2	基礎医学系1階 学生更衣室前
39	医歯学総合研究科棟3	臨床医学系 1階北側通用口外
40	医歯学総合研究科 共通教育棟	1階エントランス
41	医歯学総合研究科 保健学科西研究棟	1階北側玄関外側
42	難治ウィルス病態制御研究センター	1階玄関前
43	医歯学総合研究科 体育館	玄関外
44	医歯学総合研究科 鶴陵会館	玄関外
45	学内共同教育研究施設 学術情報基盤センター	1階北側玄関外側
46	学習交流プラザ	1階南側中央入口
47	男子寄宿舍A棟	1階玄関外側

災害時体制



災害対策担当業務内容

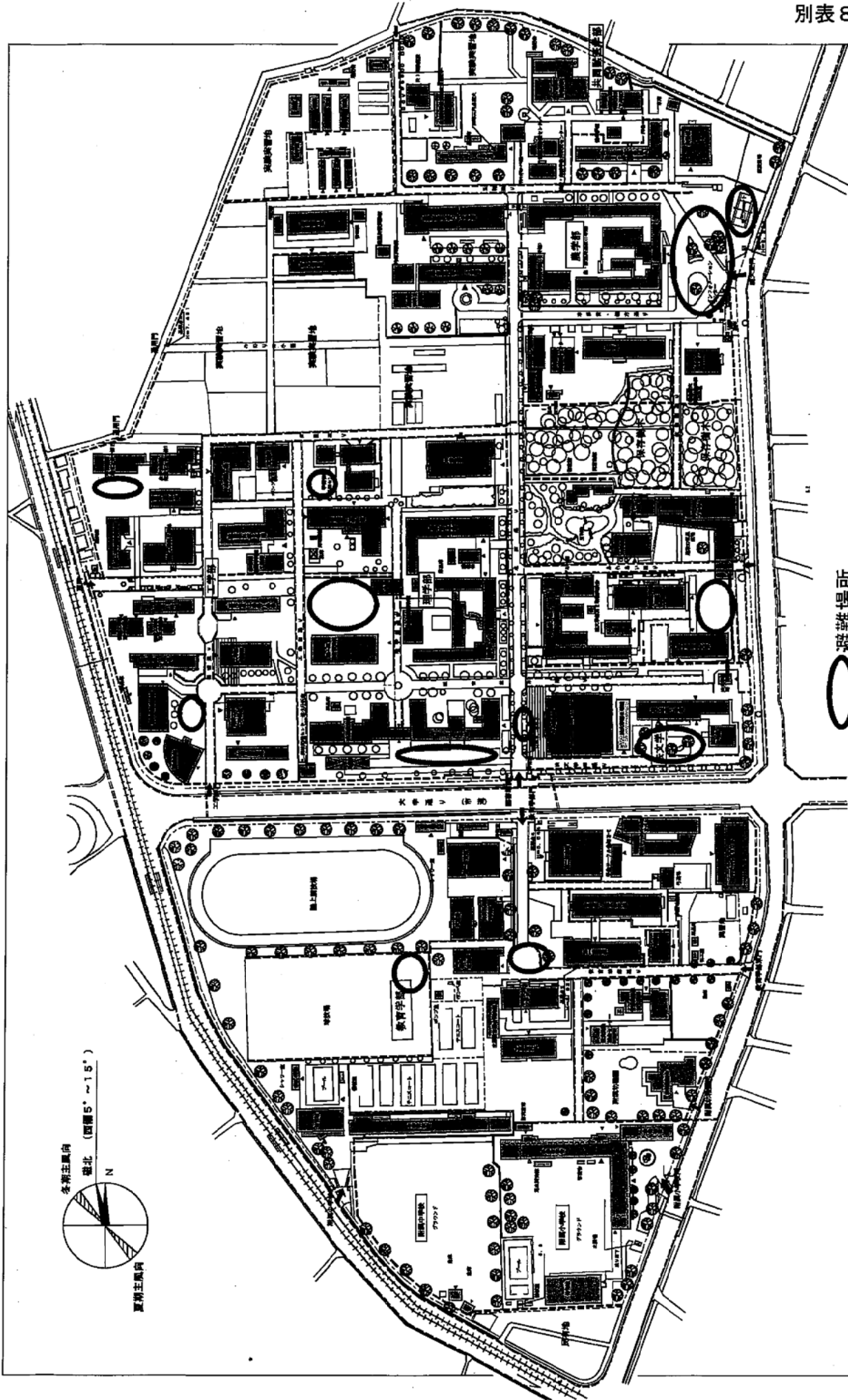
班	業 務 内 容
本 部 付	<p>本部長は、学長とし、次の業務等を行う。</p> <p>(1) 災害対策本部を設置する。</p> <p>(2) 災害対策本部の総括を行う。</p> <p>副本部長は、理事（非常勤を除く。）及び地域防災教育研究センター長とし、次の業務等を行う。</p> <p>(1) 本部長を補佐する。</p> <p>※本部長が職務を遂行できないときは、学長があらかじめ指名した副本部長がその職務を代行する。</p> <p>災害対策班長は、総務部長、財務部長、学生部長、施設部長及び保健管理センター所長とし、次の業務等を行う。</p> <p>(1) 本部長の補佐及び必要な意見具申を行う。</p> <p>(2) 各班の業務の総括を行う。</p>
総 務 班	<p>総務部長を班長とし、総務部職員で次の業務を行う。</p> <p>(1) 業務全体を把握する。</p> <p>(2) 役職員の安否を確認するとともに、その家族及び家屋等の被災状況を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内に負傷の役職員がある時は、家族への連絡に努める。 ・各責任部局からの報告、連絡を受理し、整理する。 ・各責任部局からは、確認できたものから順次報告、連絡させる。 ・調査にあたっては、各責任部局等と連絡を密にし、全学の状況を正確に把握するように努める。 <p>(3) 要員の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各責任部局から役職員の派遣要請があった場合は、派遣できるように全学的な調整を行う。 ・交通機関が不通の場合は、バスをチャーターするなど要員確保のための対策を講じる。 ・業務が 24 時間体制となる可能性が大きいことから、役職員の心身の健康に十分留意する。 <p>(4) 災害関連情報を収集・伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各責任部局等からの情報収集に努め、全学の状況を迅速かつ正確に把握する。 ・電話、FAX、インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等あらゆる情報手段を用いて、迅速で正確な情報収集に努める。（交通機関、医療機関等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等外部からの情報収集に努める。 ・ 収集した情報で必要のあるもの、有益なものは各責任部局に速やかに伝達する。 <p>(5) 報道機関及び訪問者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内の状況等の情報を報道機関に提供する。 ・ 学外の諸機関等に対応する。 <p>(6) 学外への施設等の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地域における人命救助及び救援活動のため施設等の使用依頼があった場合は、関係部局等と連絡を取り合い、調整をする。 <p>(7) 施設班と協力し、情報ネットワークの早期復旧に努める。</p>
物資対策班	<p>財務部長を班長とし、財務部職員で次の業務を行う。</p> <p>(1) 災害対策本部を設営する。(事務局棟第一会議室を基本とする。)</p> <p>(2) 物品の被害状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各責任部局等と連絡を密にし、物品の被害状況調査を早急に行い、取りまとめを行う。 <p>(3) 宿泊のための場所、寝具、食料等の備蓄・支給を行う。</p> <p>(4) 役職員宿舎の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災役職員の状況に応じ、役職員宿舎の確保に努める。 <p>(5) 救援物資等の搬出入及び保管のための場所を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラックの運転要員を確保する。 <p>(6) 他大学、地方公共団体からの救援物資、食料等を受け入れ管理する。</p> <p>(7) 施設等の使用許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設等の使用依頼があった場合の使用許可について、関係機関と連絡調整の上、手続きを進める。 <p>(8) 義援金を受入れ、管理し、運用する。</p>

<p>学生対策班</p>	<p>学生部長を班長とし、学生部職員で次の業務を行う。</p> <p>(1) 各学部等と連携し学生の安否確認を行う。</p> <p>(2) ボランティア活動等の状況の把握に努め、必要な指導を行う。</p> <p>(3) 学生関係諸行事の実施に関し、速やかに学内の連絡調整を行い、その結果を適当な広報手段により学生等関係者に通知する。</p> <p>(4) 災害発生時期によっては、学生の各種納付金（授業料等）の期限について関係課と連絡・調整を図る。</p> <p>(5) 授業対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の再開、学業成績の認定方法等について、学内に置ける連絡・調整を行う。 ・授業再開のスケジュール等について、学生・役職員に対し速やかに漏れなく伝達する。 <p>(6) 入試対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の時期によっては、入学試験会場、実施日時等について学内の連絡、調整を行う。 ・入学試験会場の変更等について、速やかに受験生に対し伝達する。 <p>(7) 寄宿舍の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災学生等の状況に応じ、寄宿舍等の確保に努める。
<p>施設対策班</p>	<p>施設部長を班長とし、施設部職員で次の業務を行う。</p> <p>(1) 施設、設備及び土地の被害状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害拡大の防止に努める。 ・全学の状況を把握し、取りまとめを行う。 ・二次災害の恐れのある施設等については、直ちに立入禁止等の措置をとり、応急処置を施す。 ・被災状況については、復旧作業をする前に日付入りで写真、ビデオなどを活用して記録を取る。 <p>(2) ライフラインを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道、電話及び情報ネットワーク等のライフラインの早期復旧に努める。
<p>医療・ 救護対策班</p>	<p>保健管理センター所長を班長とし、保健管理センター職員で次の業務を行う。</p> <p>(1) 負傷した学生・役職員等の応急処置及び心のケアを行う。</p> <p>(2) 診療が可能な病院を調査し、把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷した学生・役職員等に受診を指示するとともに、必要に応じて搬送を行う。 <p>(3) 負傷者に関して、記録し、整理する。</p>

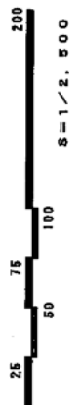
関係機関緊急連絡先

項 目	連絡先機関名	T E L	住 所
関係省庁	文部科学省大臣官房文教施設企画部防災推進室防災調整係	03-5253-2290	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番2号
関係省庁	鹿児島県庁危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10番1号
関係省庁	鹿児島県庁消防保安課	099-286-2259	鹿児島市鴨池新町10番1号
関係省庁	鹿児島県庁原子力安全対策課	099-286-2377	鹿児島市鴨池新町10番1号
関係省庁	鹿児島市役所危機管理課	099-216-1213	鹿児島市山下町11番1号
関係省庁	鹿児島中央警察署	099-222-0110	鹿児島市新屋敷町17-26
関係省庁	鹿児島南警察署	099-269-0110	鹿児島市東開町1
関係省庁	鹿児島市中央消防署	099-285-0119	鹿児島市天保山町1番38号
関係省庁	鹿児島市南消防署	099-269-0119	鹿児島市南栄5-1-3
電気	九州電力(株)鹿児島営業所	099-253-1111	鹿児島市与次郎2丁目6-16
特高受電	九州電力(株)鹿児島営業所 配電運用課制御	099-250-0591	鹿児島市与次郎2丁目6-16
ガス	日本ガス(株)導管管理チーム	099-250-5119	鹿児島市中央町8番2
水道	鹿児島市水道局総務課総務係	099-213-8502	鹿児島市鴨池新町1番10号
自家給水施設(井水)	南日本総合サービス設備管理部	099-224-3833	鹿児島市小川町15番1号
電話	NTT西日本	113	



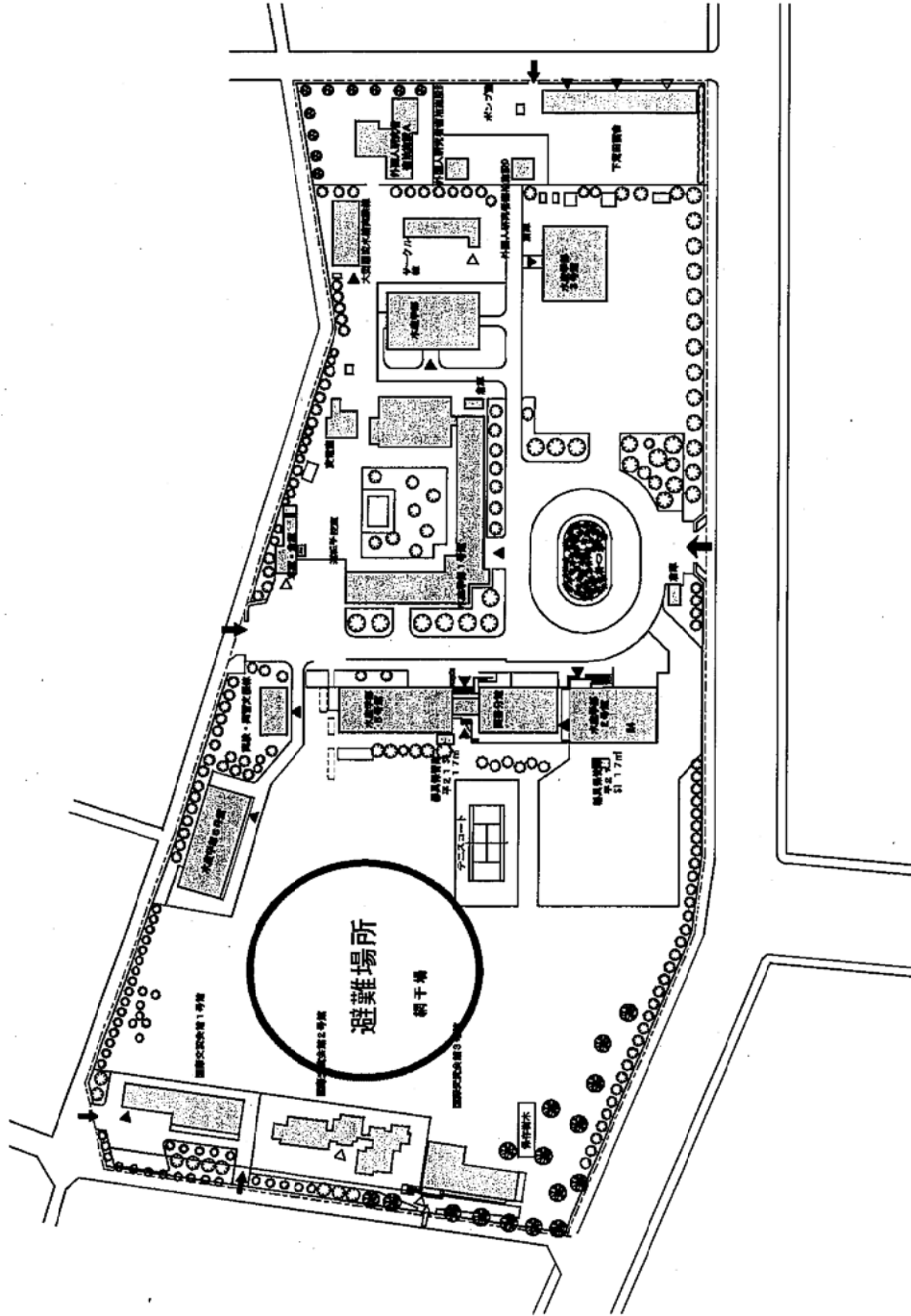
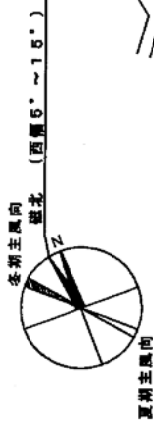
避難場所

校址面積	敷地面積	建物面積	植物面積	中心位置	敷地面積	建物面積	植物面積	学歴等名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
351,918 m ²	87,297 m ²	184,859 m ²	194,859 m ²	19.0 %	55.0 %	9,928 人	55.0 %	法政、工、農、共同教育、共通教育 本館、教育、附小、附小、附小、附大、附大	鹿児島県鹿児島一丁目2-1-24	0386	鹿児島大学	H28年度



配置圖

國立大學法人等施設敷地報告 (様式2)

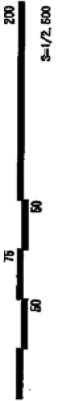
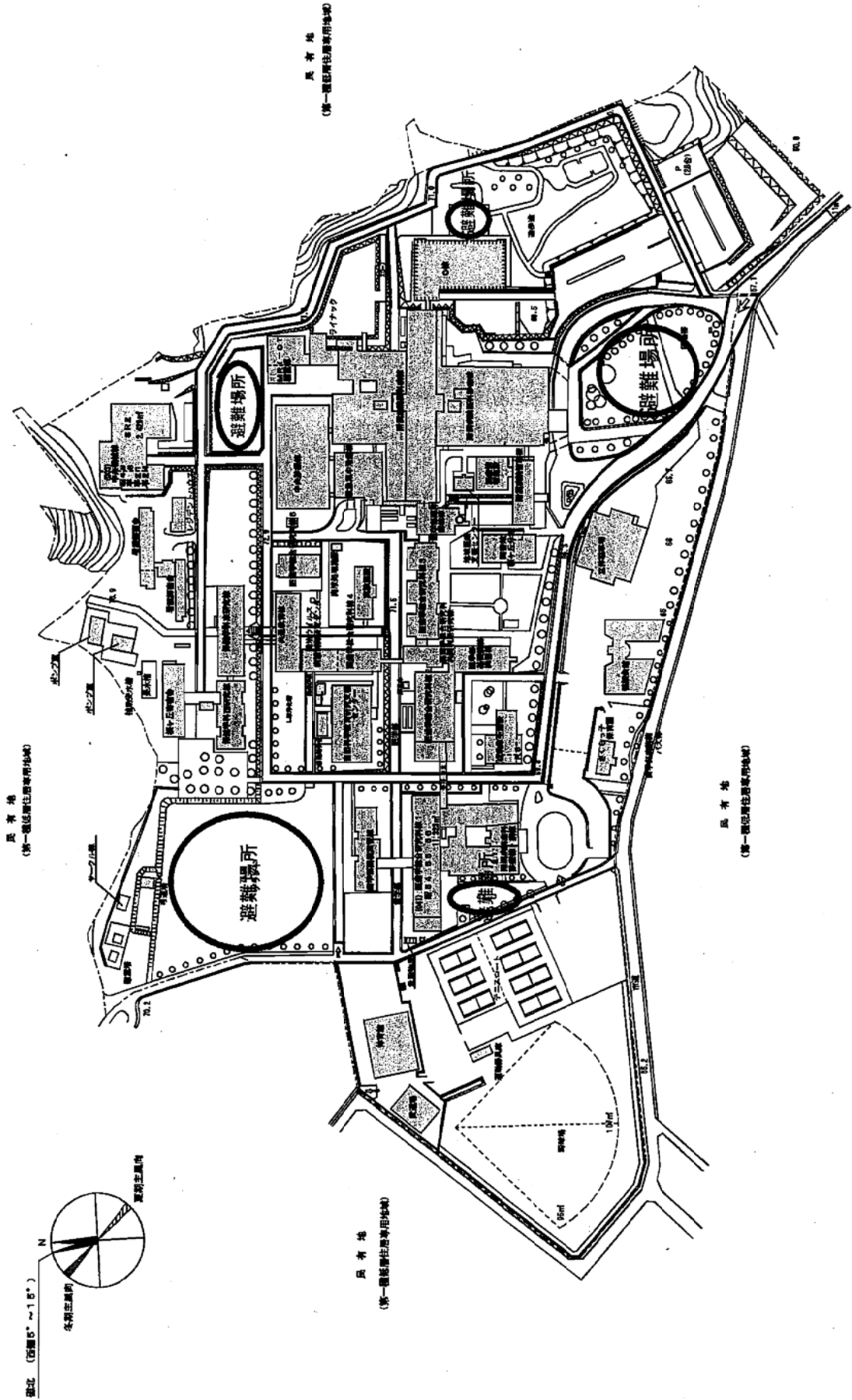


敷地面積	建築面積	敷地面積	容積率	全学人数	学 部 名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
52,086 m ²	7,260 m ²	18,800 m ²	14.0%	389 人	水産学系 国際分室 国際交流会議 職員研修 外国人研究費宿泊施設	002	下野田1	鹿児島市下野田丁目50-20	0996	鹿児島大学	H26年度



國立大學法人等防災避難施設 (様式 2)

配置図



敷地面積	建築面積	建築物延床積	敷地面積	容積率	全学生徒	学 級 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
222,814㎡	40,316㎡	185,857㎡	18.0%	70.0%	1,272人	医学部 (医学部、保健学部)、歯学部 医学部、歯学部附属歯学部	030	伊予丘	鹿児島市伊予丘B丁目35番1号	0388	鹿児島大学	H28年度